

《両地区及び町外からの本庁舎または総合支所への通勤者に対する組合独自補填の考え方》

●提案の趣旨 ※自治労大空町職員組合規約（第2条）

組合員の相互扶助の精神に基づく自主的な団結により、労働条件の維持改善及び経済的、社会的、文化的地位の向上を図ることを主な目的とする。

- ◆世界的な原油価格の高騰により、国内の石油製品価格が大幅に値上げされている情勢等を踏まえ、お互い（組合員）がお金（組合費）を出し合って助け合う「相互扶助」の立場から、現在、両地区及び町外（片道15km超の者）に居住し、居住地と異なる本庁舎または総合支所にそれぞれ通勤されている組合員（以下、「対象組合員」）の方々に対し、組合費の中から『緊急措置的に燃料費の一部補填』を実施することとしたい。

●現在、対象組合員の状況は、下記のとおりとなっている。

- (1) 東藻琴地区に居住し、本庁舎への通勤者……………8名
(2) 女満別地区に居住し、総合支所への通勤者……………4名
(3) 大空町外に居住（片道15km超）し、本庁舎または総合支所への通勤者…3名 計15名

●独自補填に向けた考察

※算定条件＝普通小型乗用車（5ナンバー車）、標準燃費（ガソリン車）10km/L、本庁舎～総合支所間（片道17km）、月平均勤務21日と設定した。

- (1) 現行ガソリン価格（財政課管財係発表、平成19年12月1日現在町内価格＝@150/L）における必要経費
@150/L×3.4L/往復×21日＝10,710円/月…① 8,900円（通勤手当）－10,710円＝▲1,810円/月…②

◆②のとおり、通勤のために毎月1,810円赤字となっていると考えられる。

- (2) オイル等必要経費（タイヤ消耗等を除く） 34km/往復×21日＝714km/月×12ヶ月＝8,568km/年…③

◆③のとおり、通勤のために年間約9,000km走行しており、エンジンオイル交換の目安（1万km）では、通勤走行だけで毎年オイル交換が必要となっていると考えられる。その他オイルエレメント、プレーキオイルの交換なども併せて必要となり、エンジンオイルの消費と合わせて概ね12,000円程度が必要経費として算定される。12,000円/12ヶ月＝▲1,000円/月…④

◆従って、対象組合員は、単純計算（②+④）で見積もっても▲2,810円/月（▲33,720円/年）の赤字状態で通勤されているものと推察される。

●独自補填（案）

- (1) 補填予定額＝一人当たり 3,000円/月（36,000円/年）
(2) 組合必要額＝対象組合員15名（現在）×3,000円＝45,000円/月（540,000円/年）
(3) 補填期間＝町内のガソリン価格単価（財政課管財係発表、税抜き）が(※)@135/Lを下回るまでの当面の期間とする。
(4) その他

ア. 今回の独自補填に伴う組合費の値上げは実施せず、剰余金や定期預金などで対応することとしたい。

イ. 対象組合員への支給は、四半期毎とする。（会計担当者へ印鑑持参の上、現金支給）

ウ. ガソリン価格は適宜変動することから、毎月1日を基準日として設定し、町内のガソリン価格単価が@135/Lを下回った月からの支給はしない。

エ. 大空町職員の給与に関する条例（第11条の3第2項第2号）に規定する額が増額改正となる場合、職員組合以外の団体から別に補填等が見込まれる場合または、執行委員会が特に必要と認める場合は、別に定める「臨時給付規程」の存続・廃止について直ちに検討する。

オ. 町内のガソリン価格単価が@135/Lを下回った場合における対象組合員へのオイル等必要経費の独自補填はしない。

(※)【@135/Lの設定の考え方】

（現行）通勤手当@8,900/3.4L/21日＝124.6円/Lに相当する。

（通勤手当未支給者）片道1km程度、標準燃費（ガソリン車）9km/Lとすると、@150/L×0.22L/日×21日＝693円/月の必要経費が掛かっていると考えられる。

@8,900+@693＝@9,593/3.4/21日＝134.4円/Lと算出されることから、通勤手当が支給されない組合員との平等性・バランスなどを考慮し、概ね@135/Lが最低ラインであると判断した。